

令和2年度大阪地方最低賃金審議会

第336回総会 会議次第

令和2年7月28日（火） 午前10時00分
（大阪合同庁舎第2号館5階 共用C会議室）

1 開 会

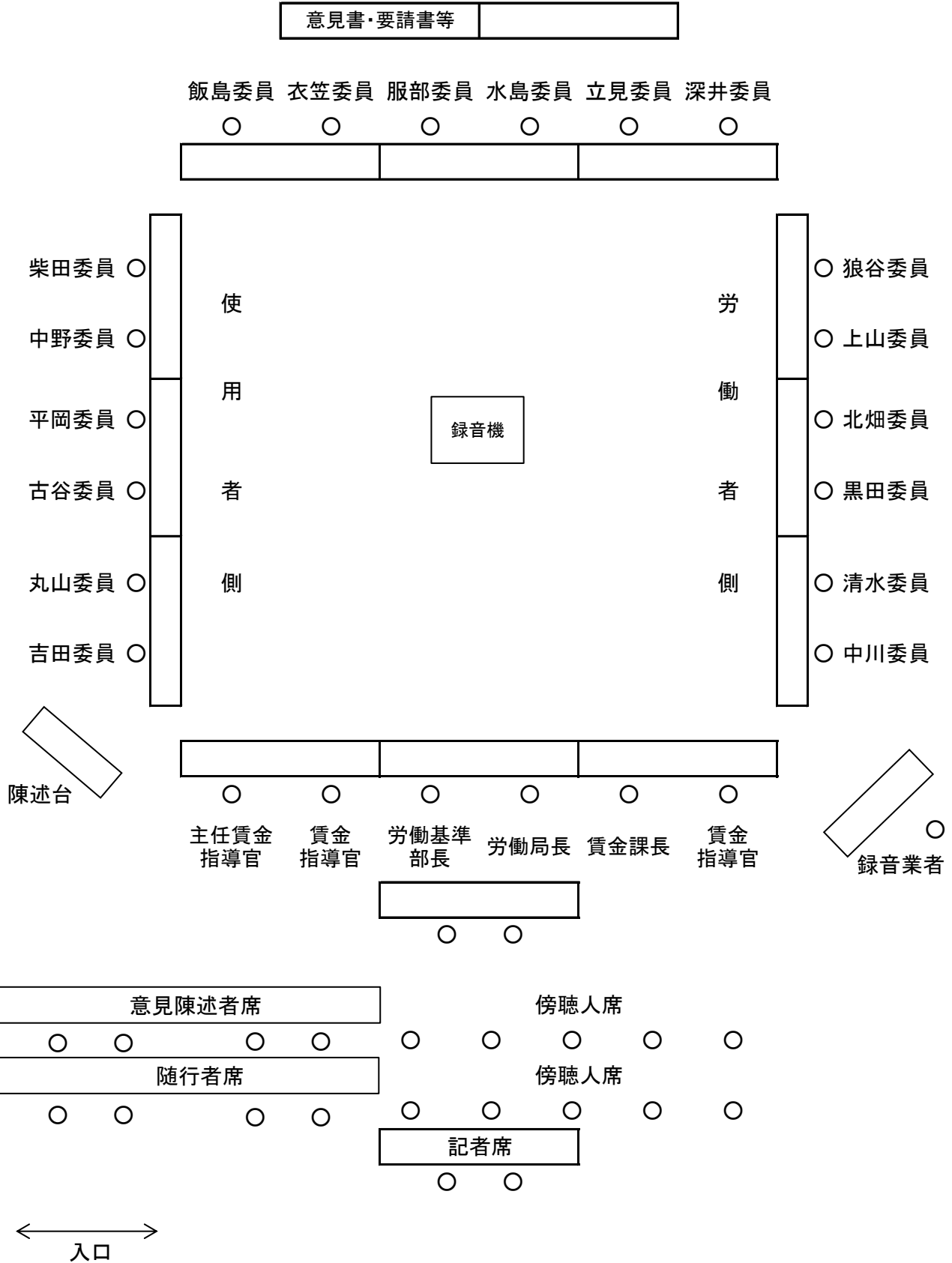
2 議 事

- （1）令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について
- （2）大阪府最低賃金の改正に係る意見等について
- （3）令和元年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告について
- （4）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第336回総会 配席図

大阪合同庁舎第2号館5階 共用C会議室



大阪地方最低賃金審議会 第 336 回総会

(令和 2 年度 第 2 回)

資 料 目 次

資料 1	令和 2 年度地域別最低賃金金額改正の目安について (答申)	1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(2-1) 全大阪労働組合総連合の意見書	1 1
	(2-2) おおさかパルコープ労働組合の意見書	1 3
	(2-3) 生協労連大阪府連合会の意見書	1 5
	(2-4) 全国一般労働組合大阪府本部の意見書	1 9
	(2-5) 全大阪労働組合総連合女性部の意見書	2 1
	(2-6) 大阪労連青年部の意見書	2 3
	(2-7) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	2 5
資料 3	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
	(3-1) 連合大阪大阪市地域協議会からの要請書	2 7
	(3-2) UA ゼンセン大阪府支部からの要請書	2 9
	(3-3) 全大阪労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	3 1
	(3-4) 全大阪労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	3 3
	(3-5) 日本共産党大阪府議会議員団からの申し入れ	3 5
資料 4	令和 2 年度地域別最低賃金の審議の進め方	3 7
資料 5	令和元年度大阪府最低賃金改正決定 (答申) 附帯事項への 取組について	3 9

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
 - ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
 - ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことの無い危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

2020年7月21日

団体名 全大阪労働組合総連合(大阪労働組合連合会)
代表者名 議長 菅 義 彦
住 所 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による休業・自粛要請によって、低賃金労働者、非正規雇用労働者の雇用が脅かされ、収入が激減するなど、暮らしを直撃しています。多くの最低賃金付近の労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯であり、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていません。このような状況下にもかかわらず、コロナ禍による経済の先行き不透明を理由に日本商工会議所などからは早くも最低賃金の引上げ「凍結」を主張し、政府さえも「いまは雇用を守ることを優先」と最低賃金引き上げについて慎重な姿勢を示しています。しかし、「雇用を守る」のであれば、政府は休業・自粛要請に対し、しっかりと補償すべきだと指摘せざるを得ません。また、雇用を守ることと最低賃金引上げを対立的に描いていますが、最低賃金を引上げて地域経済の立て直し、活性化が図られなければ逆に雇用を守ることもできません。

非正規で働く者の中にはコロナ禍による学校の一斉休校に伴って、小さな子どもを抱えていて仕事に行けなかったり、一方的な自宅待機命令など、「働きたくても働けない」状況が発生しました。賃金補填や支援策の補償があったとしても、「パートやアルバイトまで支給されるかどうかわからない」こういった不安は、労働相談などでも顕著であるように社会問題化しています。このように何か問題が起こった時に、まずは非正規と言われる不安定雇用労働者に火の粉は降りかかります。このような実態からみても、非正規労働者への改善すべき施策は多数ありますが、そもそも生活が厳しいことを鑑み、まずは最低賃金の引上げがその最たるものといえます。

大阪府の最低賃金は、昨年10月1日より28円引き上がって、時間給964円です。この引き上げに影響した労働者数は、約27万5千人であると推定されています。最低賃金引き上げの影響力は相当大きいことが示されています。しかし同時期に、消費税も8%から10%に引き上げられました。これでは最低賃金が上がっても、時間給で働く者にとって生活改善は期待できません。964円では、1日8時間、週40時間働いても、1カ月15万円程度にしかなりません。年収で見ても、185万円と年収200万円には程遠い状態です。病気やケガの際も医療費を払うことが厳しく、治療をためらったり、受診を控えたりする実態も報告されています。年金が2,000万円足りないと言われても、貯蓄に回すことなどは不可能です。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った必要生計費試算調査では、1人暮らしの若

者が普通に暮らすためには、全国平均で月 23 万～25 万円、年額 300 万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

最低賃金の問題は、「時間給」で働いている非正規労働者だけの問題ではありません。たとえ今現在、正社員で経済的に不自由しない生活を送っている人でも安心はできません。ちょっとしたきっかけで安定した職を失い、最低賃金水準の収入で暮らさなくてはならなくなる可能性は誰にでもありえます。最低賃金制度は働く人の賃金を底支えする重要な役割を果たすことが期待されており、最低賃金が低いままでは全体の賃金も上がりません。働く人すべての人の問題だと言えます。

日本では、教育や医療、介護その他の福祉に関する費用のほとんどを基本的に自己責任とされていて、家族を支える労働者の多くの賃金には手当などの「生活保障賃金」が含まれています。ところが、非正規労働者の賃金には時間給のみが殆どで「生活保障賃金」の要素は含まれていません。非正規労働者が全労働者の 4 割を超えた現状をふまえ、この仕組みを変えて行く必要もあると言えます。賃金と社会保障はセットで考える必要があるのです。しかし、日本では社会保障制度は今も、大幅な削減が強行され続けています。

最後に、2008 年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って乗り切ってきました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保して「経済復興」をすすめた結果、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。苦境を乗り切るために、賃金を抑制する「誤り」を繰り返すことは許されません。「不況だから」と、凍結・抑制するのではなく、中小企業への支援と合わせ、しっかりと賃金を引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件と言えます。そして、地域間格差を解消することが、どこでも誰でもが、安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に大阪をはじめとする地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすること無しに、地域経済の回復はありえません。

また、世界規模で見ても全国一律の最低賃金制度は主流となっており、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、コロナ禍で戦後最大の景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2020年7月21日

大阪地方最低賃金審議会会長殿

おおさかパルコープ労働組合

中央執行委員長 箕作 勝則

大阪市都島区東野田町1-5-26

大阪府最低賃金額1,500円の早期実現を求める意見書

非正規労働者の賃金のみで暮らす家庭が増えています。新型コロナウイルス感染拡大のなか、緊急事態宣言による休業・自粛要請によって非正規労働者の雇用が脅かされ、収入が激減するなど暮らしを直撃しています。非正規で働く者の中にはコロナ禍による学校の一斉休校にともなって、小さな子どもを抱えて仕事に行けなかったり、一方的な自宅待機命令など、「働きたくても働けない」状況が発生しました。多くの最低賃金付近の労働者は、元々日々生活するだけで精一杯であり、緊急事態に対するための十分な貯蓄をすることができていません。

全国の生協で働く労働者の約6割がパートなど時間給で働く労働者です。おおさかパルコープでも労働者約2800人の内6割を超す1800人が非正規労働者です。非正規労働者の多くが最低賃金の改定に直接影響をうけています。非正規労働者のなかにはシングルマザーや世帯主も多く、ダブルワークやトリプルワークをしています。特に現役時代の賃金が低いため年金支給額も低く、70歳をこえても働かざるをえません。

全国どこで暮らしても生活にかかる費用は同じです。最低生計費調査では一人暮らしの若者が普通に暮らすためには、時間額1500円、月額25万円、年額300万円前後が必要という結果が出ています。最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準でなければなりません。最低時間給1,500円を早期に実現し、どこでもだれでも8時間働けば普通に暮らせる社会を求めます。

記

1. コロナ禍で戦後最大の景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に時間額1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確率のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2020年7月21日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

生協労連大阪府連
執行委員長 土橋
大阪市天王寺区悲田院町
国労南近畿会

2020年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2020年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生活協同組合（生協）及び生協関連で働く仲間を組織しています。現在の組合員数は約65,600人で、うち40,000人余り、約6割がパートなど時間給で働く労働者です。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働く仲間を組織し、現在の組合員数は約3,300人で、うち1,600人余り、5割近くがパートなど時間給で働く労働者です。生協労連では運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働けば人間らしく普通に暮らせる社会、最低賃金1,500円をめざしています。

2. 2020年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大のなか、保障制度が不十分なまま、各企業へ営業自粛要請が行われた結果、非正規労働者を中心に、収入の激減や雇い止めなど、低賃金労働者の暮らしが直撃されました。

2019年11月に金融広報中央委員会が発表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯38%」、「2人以上世帯23.6%」と、約3割の世帯に貯蓄がないと報告されています。新型コロナウイルスの影響により収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって、深刻な状況となっています。

政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、全国最高額である東京の最低賃金1,013円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により15,000円に上限が引き上げられることになりました。このことで東京の最低賃金1,013円でさえ、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果が出ています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となります。雇用調整助成金の支給額や生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる事業の停滞です。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

ある事例があります。地方から東京の大学に入学した学生たちは、東京のアルバイト時給1,000円以上で働いています。その学生は大学が休校中、地元に戻って同じような仕事のアルバイトをしようと思ったけれど、東京の時給より200円以上も低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず東京に戻って来るしかなかったと。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い東京に限ると、若者たちの都市部への人口流出が止まるはずがありません。

どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。また、私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第14条の平等原則に反することだと思っています。

4. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多く的人是はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金・労働条件は劣悪で、時給はほぼ最低賃金に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もともとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヶ月150時間働いていたとして、時給1,000円の人で9万円（時給6割換算600円）、時給800円の場合には、月額で7万2千円（時給6割換算480円）にしかなりません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならぬのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

5. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないと言われていますが、それは、適正な単価による公正取引が行われていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんと行わせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力に傾倒した審議にならないことを強く求めます。

そして、経済を回復させるためのあるべき最低生計費、また、すべての労働者が働けば人間らしく普通に暮らしていける最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために、抑制や凍結ではなく、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

6. 要請内容

昨年、大阪府の最低賃金は28円引き上がり時間額964円になりました。しかしこの金額では憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。また大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会におかれましては、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行っていただき、大幅な引き上げに踏み込むようお願いいたします。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求め、下記の通り要請いたします。

記

1. コロナ禍で戦後最大の景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

団体名 全国一般労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長 吉野 弘人

住所 〒530-0041
大阪市北区天神橋1丁目13番1号
大阪グリーン会館3F
電話 06 - 6354 - 7212

中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善で、コロナ禍の生活不安、経済低迷から脱却するために 大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大が社会活動や生活に大きな影響を及ぼしています。今年度の最低賃金改定に当たっては、コロナ禍による経済の先行き不透明を理由に日本商工会議所などは最低賃金の引き上げ「凍結」を主張し、政府さえも「いまは雇用を守ることが優先」と最低賃金引き上げについて慎重な姿勢を示しています。新型コロナウイルスの爆発的感染が発生した英国では、ジョンソン首相が「コロナだから最賃を上げる」と理解を求め、病院の清掃員やスーパーの店員、バス運転手、配達員など、最賃水準で働きくらしを支える人たちが低賃金ではいけないと、過去最高の6.2%引き上げました。景気低迷から脱却するためにも最賃引き上げ凍結ではなく、最低賃金の大幅引き上げによる生活の安定で消費購買力を向上させることを優先させるべきです。

日本では、新型コロナ感染拡大のなか、補償制度が不十分なまま断行された休業・自粛要請により、低賃金労働者、非正規雇用労働者の収入や雇用が脅かされ、くらしを直撃しています。そもそも多くの非正規労働者は最低賃金に張り付く低賃金のため今回のようなきびしい生活に備えるための貯蓄ができていません。特に感染不安の中で国民の日常生活を支えがんばってきた医療や介護、福祉、流通業などでは、低賃金・不安定雇用の非正規労働者が多く働いています。最低賃金の引き上げはそれらに従事する人たちの生活を守り、社会的地位を向上させる上でも重要です。私たち全国一般労組大阪府本部にも医療や介護、ゴミ収集、し尿処理、火葬場などの仲間が加入しており、「休みたいけれど休めない」「感染の不安を日々感じながら仕事をしている」と切実な声が出されています。一方で、休業や自宅待機を余儀なくされた労働者からは、休業手当では到底生活出来ないという実態が数多く出されています。最低賃金並みの時間給900円台や1000円程度で働くパートや定年後再雇用者などの賃上げ・生活改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。あわせて、中小・小規模事業者が賃上げに対応できるように、減税や社会保険料の負担軽減など事業者への支援策も必須です。

昨年、大阪では最低賃金が28円引き上がり、時間給964円になりました。しかしこれではフルタイム働いても月15万円程度にしかなりません。大阪労連が取り組んだ「最低賃金生活体験」では、「コロナ自粛で外出や外食も控えたので、最低賃金で生活できると思ったのに1万円以上赤字になった」「貯金も出来ず老後2000万円なんて無理」などの感想が出されています。憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには月22万～25万円、時間給に換算して1500円以上の最低賃金が必要です。

以上のことから、大阪地方最低賃金審議会は、「コロナ禍だからこそ」府下労働者の実態をふまえ、最低賃金法第1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ための最低賃金とすべく、下記項目の実現に向け議論を尽くされるよう求めます。

記

1. 新型コロナによる雇用・生活不安、経済低迷から脱却するためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと

2020年7月 日

団体名 全大阪労働組合総連合 女性部

代表者名 細川 智子

住 所 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大の中、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による休業・自粛要請により、労働者の雇用不安、収入減による不安が暮らしを脅かしています。特に非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。大阪では非正規雇用労働者のうち、女性は約7割も占め、最低賃金で働く者も多くいます。女性活躍推進法があるにも関わらず、コロナ禍の中、ジェンダー差別も見受けられます。非正規女性労働者の中には、学校の一斉休校に伴い子ども優先を考え仕事を休まなければならない者や、一方的な自宅待機命令により「働きたくても働けない」状況の中、賃金補償も不確約で、「非正規まで支給はないかも」と不安を抱えています。本来なら、政府は対象者全員に補償が行きわたる政策を制定後、休業・自粛要請を行うべきではと指摘せざるを得ません。しかし、このような状況下にもかかわらず、コロナ禍による経済の先行き不透明を理由に、日本商工会議所などは最低賃金の引き上げ「凍結」を主張し、政府も「今は雇用を守ることが優先」と最低賃金引き上げには慎重な姿勢を示しています。

大阪府の最低賃金は、昨年28円引き上がり時間給964円になりましたが、同時期に消費税が10%に引き上げられたことにより、時間給で働く者は生活改善に繋がっていません。全労連が行った必要生計費試算調査では、単身者が普通に暮らすためには、全国平均で月23万～25万円、時給1,500円以上が必要という結果が出ており、時間給1,500円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

2008年のリーマンショックの際に欧米各国は、労働者の賃金を引き上げ、内需の拡大を図り乗り切った中、先進国中唯一、日本だけが企業利益を優先した「経済復興」を強行し、雇用の崩壊と賃金の抑制を図った結果、国民の消費購買力は回復せず深刻なデフレが続いています。もう、賃金を抑制し苦境を乗り切る「誤り」は許されません。中小企業への支援と賃金を引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須条件です。それが地域間格差を解消し、どこで暮らしても誰でもが、安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金1500円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、コロナ禍で戦後最大の景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

大阪府地域別最低賃金制度の賃金額改定に関する意見書

私たち全大阪労働組合総連合青年部（以下、「大阪労連青年部」）では、新型コロナウイルス感染症にかかわる『緊急事態宣言』のあった本年4月の1ヶ月間、大阪府下で働く青年労働者20名で取り組んだ最低賃金での生活の体験を通じ、以下の意見を述べ、検討に反映されたく意見書を提出いたします。

1 自立して生活できる賃金保障

2019年度の改定で、大阪府では前年度より28円の引き上げが実施され964円となりました。しかし、時給964円で1日8時間、月160時間働いたとしても、ひと月15万4,240円となり、手取りにしてわずか12万円程度にしかありません。

最低賃金生活体験に取り組んだ青年たちからは、「今の最低賃金では病気になっても病院に行けない」「お金を使わないように、ただただ自宅と会社の行き帰り。コロナの自粛要請がなくとも、最低賃金近傍で生活している人たちは常に自粛を強いられている状態に等しい」「今回はあくまで1ヶ月間の最低賃金での生活体験だったから我慢はできたが、ずっと最低賃金での生活をしろと言われてたら絶対に無理！人間らしい生活なんてとてもできない」「コロナ禍で苦しい今だからこそ最低賃金の引き上げが絶対に必要！」などの感想が出されました。

世界的に見ても先進国の最低賃金は1,000円を超えており、全労連が行った「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して生活するためには全国どこでも月額22～25万円程度、時給にして1,500円程度が必要であるという調査結果が明らかとなっています。

1日8時間働けば、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が営める賃金の保障を求めます。

2 地域別最低賃金制度による地域格差の是正

現行、最高では東京都の1,013円、最低ではDランク地域の790円で、時給にして223円もの差があり、大阪府の964円と比較しても49円の差が生まれています。

生活必需品の購入先として、コンビニやチェーン店が主流になっている情勢下では、地方によって物価に差はありません。また、同一労働同一賃金の観点から見ても、地域によって格差があるのは不合理なのではないでしょうか。

3 中小企業支援の拡充

最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律制を導入するためには、地域経済を支える中小企業への支援対策が不可欠です。

4 おわりに

以上のことから、貴審議会に対し、私たち大阪労連青年部は以下の3点について強く要求します。

- (1) 早期に最低賃金1,000円以上を実現し、将来的には1,500円以上への引き上げの実現を求めます。
- (2) 地域間格差を是正し、全国一律最賃制度の導入を求めます。
- (3) 最低賃金引き上げを支援する中小企業支援策の拡充を求めます。

労務第20号
令和2年7月13日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 坂本 栄

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月26日に加藤厚生労働大臣より諮問を受け、地域別最低賃金額の改定の目安について検討されているところであります。

また、大阪におきましても、7月8日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果として、労働集約産業であるタクシー事業にとっては、必要経費に占める人件費の割合が大きいことから、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっております。

併せて新型コロナウイルスによる影響は、タクシー事業者におきましても極めて深刻であり、緊急事態宣言の発令などによる外出の自粛要請、イベントの中止など、またインバウンドの激減により、タクシーによる輸送人員が激減しております。一方で、事業そのものの休業や車両を一部休車させるなど最大時60%程度の休車を余儀なくされ、営業収入において甚大な影響を受けており、5月1日から15日までの調査(サンプル)では、昨年同月比39.4%となっております。

タクシー事業者におきまして、運転者の賃金は歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況であり、地方公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。

事態の収束が見通せないこうした状況の中においても、持続化給付金や雇用調整助成金の活用などにより、運転者の雇用を継続しており、地方公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴会におかれまして最低賃金額の改定につきましては、大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、慎重の上にも慎重にご審議され、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますとともに、改定が見送られますよう強く要望致しますのでよろしくお願い申し上げます。

謹白



2020年7月14日

大阪地方最低賃金審議会 御中



団体名：連合大阪 大阪市地域協議会

代表者名：議長 木戸 茂

大阪府最低賃金の引き上げを求める要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略加えて「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

わが国において、近年の労働力人口の減少が労働市場に与える影響は、深刻さを増しています。また大阪では、全雇用労働者における有期・短時間・契約・派遣等で働く者の割合が40.9%と、依然として全国平均よりも高く、相対的に労働条件が低い処遇を早期に改善していく必要があります。中でも、賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきです。その意味でも、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件改善に直結する最低賃金は極めて重要です。近年、最低賃金は大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を維持し、その実効性を高めていくことが求められています。

加えて、わが国は、戦後最大とも呼べる新型コロナウイルス感染症による危機的状況を可能な限り早期に収束させるため、これまで外出自粛や休業要請など、府民一丸となった対応を行ってきました。一方で、すべての府民の命と健康、そして府民生活を守っていくためには、できるだけ早期に経済を再生させていかなければなりません。それには、あらゆる政策を総動員していく必要があります。最低賃金引き上げはその重要な政策のひとつです。地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものとなるよう要請いたします。

・ 以 上

2020年6月3日

大阪地方最低賃金審議会 御中



団体名： **UAセンセン大阪府支部**
代表者名： **支部長 山 健三**

大阪府最低賃金の引き上げを求める要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に加えて「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェッジ 1,000 円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

わが国において、近年の労働力人口の減少が労働市場に与える影響は、深刻さを増しています。また大阪では、全雇用労働者における有期・短時間・契約・派遣等で働く者の割合が40.9%と、依然として全国平均よりも高く、相対的に労働条件が低い処遇を早期に改善していく必要があります。中でも、賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきです。その意味でも、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件改善に直結する最低賃金は極めて重要です。近年、最低賃金は大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を確保した上で、その実効性を高めていくことが求められています。

生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（964円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500円を求める要請書

大阪府最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が1000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で1,013円と神奈川1,011円と共に初の1,000円越えを果たしたものの、一方で、最も低い県は15に及び、790円と未だ800円にも届かず、大きく差が広がっているのが現状です。大阪府の最低賃金は28円引き上がり、964円となりましたがフルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りでは、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題になっています。地域経済を再生させる上でも、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが可能です。

大阪府の最低賃金が改定されたことによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万5000人とされており、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明白です。全労連などが実施している「最低生計費試算調査」では、東京や京都、福岡や広島など多くの都府県で実施され、結果として“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要だということが示されています。

については2020年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2020年7月17日

住所

大阪市北区中崎西2-2-1
東梅田八千代ビル8F
民放労連近畿地方連合会

団体・代表者名

執行委員長 中野貴義

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（964 円/時）の大幅引き上げを！
 全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500 円を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長 殿
 大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が1000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬化化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で1,013円と神奈川1,011円と共に初の1,000円越えを果たしたものの、一方で、最も低い県は15に及び、790円と未だ800円にも届かず、大きく差が広がっているのが現状です。大阪府の最低賃金は28円引き上がり、964円となりましたがフルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りでは、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題になっています。地域経済を再生させる上でも、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが可能です。

大阪府の最低賃金が改定されたことによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万5000人とされており、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明白です。全労連などが実施している「最低生計費試算調査」では、東京や京都、福岡や広島など多くの都府県で実施され、結果として“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要だということが示されています。

については2020年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2020年 月 日

氏 名	住 所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] **大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合**

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2020年7月10日

大阪労働局長 井上 真 様

日本共産党大阪府議会議員団

石川 た

内海 公

新型コロナの被害から雇用と営業を守る緊急申し入れ

新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除され1か月が経過しました。大阪においても休業要請が解除され、経済・社会活動が再開しています。

しかし、中小企業が経済の主軸を占める大阪では被害がとりわけ深刻です。緊急事態宣言の影響が雇用に本格的に表れるのはこれからと言われており、失業者が今後関西で15万8千人にのぼるとする推計も出されています。

また、大阪でも第2波・第3波の感染拡大の危険が高まっており、感染防止策を徹底するためにも、雇用と営業を守る取り組みの抜本強化が求められています。

よってわが党大阪府議団は、大阪のくらしと経済を守る立場から、下記を申し入れるものです。

記

- (1) 雇用調整助成金の申請手続きを簡素化し、すみやかに支給するために緊急に事後審査に切り替えるとともに、休業手当支払い前でも支給する。
- (2) リストラや雇い止め、非正規労働者の休業手当不支給などの実態をつかみ、対策を講じる。
- (3) 雇用保険未加入などで失業給付などから除外されている人への支援と給付金、ネットカフェ難民などへの住まいの確保、外国人労働者への支援などの制度をつくる。
- (4) 最低賃金を今年から時給1000円以上に引き上げ、1500円を目指す。
中小企業の賃上げ支援の抜本的拡充、社会保険料事業主負担分の賃上げ実績に応じた減免など、賃金引き上げのための中小企業への支援を強化する。
- (5) 持続化給付金の支給遅れをただちに改善する。申請を簡易にし、窓口での相談体制を強化する。
減収が続く業者へ、第2次・3次の支給を行う。
- (6) 家賃支援給付金は、「5月以降」ではなく「3月以降1カ月でも売り上げが3割減少」した事業者を対象にする。

令和2年度 地域別最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審 (総会)	地域専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第335回審議会総会 (第1回) 地域別最賃改正諮問 7月8日 (水) 14:00 4号館4階講堂</p>		<p>7月8日 (水) 専門部会委員推薦公示 7月16日締切 意見聴取公示 7月27日締切</p>
		<p>第1回 大阪府最低賃金専門部会 7月22日 (水) 10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>7月20日 (月) 大阪府最低賃金専門部会 委員任命</p> <p>部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p>
8月	<p>第336回審議会総会 (第2回) ・中賃目安の伝達 ・関係労使意見聴取 (陳述) ・R1地賃答申要望に関する 取組状況報告 7月28日 (火) 10:00 2号館5階共用C会議室</p>	<p>第2回 大阪府最低賃金専門部会 7月29日 (水) 10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議</p>
		<p>第3回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 7月30日 (木) 10:00 第4回 7月31日 (金) 13:00 第5回 8月3日 (月) 14:00 (予備日) 8月4日 (火) 13:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p> <p>答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示 (異議申出)</p>
9月 ～ 10月	<p>第337回審議会総会 (第3回) 地域専門部会審議結果 の報告あるいは令6条5項 適用不可 (採決) の場合の 答申 8月4日 (火) 16:00 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>異議申出締切 3日答申の場合 8月18日 (火) 4日答申の場合 8月19日 (水)</p>
	<p>第338回審議会総会 (第4回) 異議申出に係る 諮問、答申 8月20日 (木) 10:00 2号館5階共用C会議室</p>		<p>官報公示 3日答申の場合 8月28日 (金) 4日答申の場合 8月31日 (月)</p> <p>効力発生 10月1日 (木) ※指定発効</p>

令和元年度

大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について

○ 答申（令和元年 8 月 5 日）「附帯事項」

今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が益々大きくなることを踏まえ、生産性向上支援等の強化を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、これまでの取組を踏まえて、引き続き、

【1】影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、

【2】中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、

【3】行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、

【4】不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、

【5】以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会の場において報告すること、

を要望する。

○ 「附帯事項」への取組

【1】 影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報と履行確保に努めること

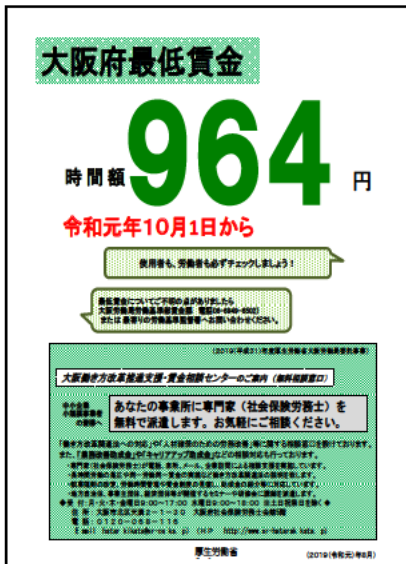
1 的確な周知広報

- ◆ 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を達成
- ◆ 鉄道機関の主な駅等、公共の場でのポスターの掲示を拡充
- ◆ 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関を活用した周知
- ◆ ケーブルテレビ出演等、マスメディアを通じた周知を展開
- ◆ ポスター・リーフレットによる周知

厚労省作成版と併せて、中小企業等支援策を盛り込んだ大阪労働局独自リーフレットを以下3種類作成し、幅広く配架・配付

- ① 地賃額PR用リーフレット 26,500枚
- ② 地賃額・特賃額PR用リーフレット 139,000枚
- ③ 近畿（2府4県）の最低賃金額一覧表リーフレット 5,000枚
- ④ 厚労省版リーフレット 56,000枚

①



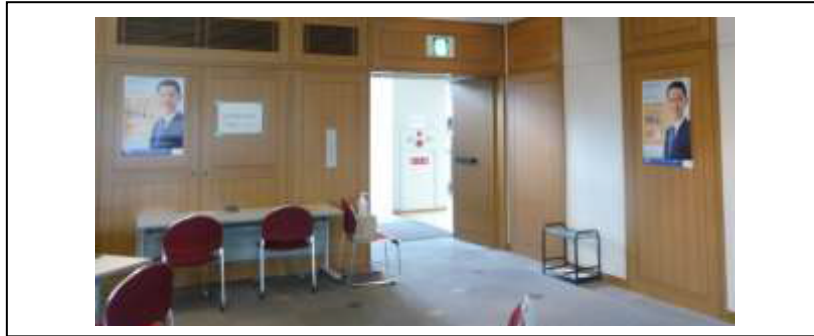
②



③



- ◆ 労働保険年度更新会場（府内各監督署）での周知広報
大阪中央署会場



- ◆ 大阪国税局等を通じた確定申告会場での周知広報



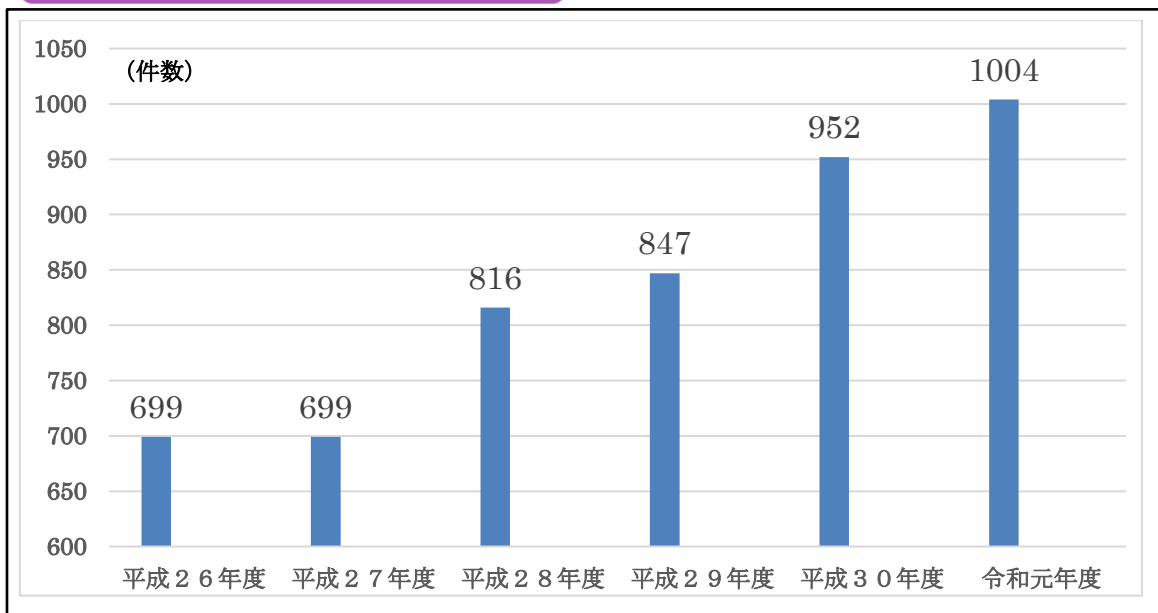
- ◆ 大阪府を通じた府税事務所での周知広報



2 最低賃金主眼監督の実施

- ◆ 事前予告による、最賃違反の抑止効果を期待
- ◆ 最低賃金主眼監督を強化（令和元年1月から3月に実施）

最低賃金監督件数の推移



□ 検証と課題・今後の取組 □

最低賃金主眼監督時の聴取調査では、90%の事業主が適用される最低賃金額を知っていることから、一定の周知が図られている現状であると思われるが、引き続き積極的な周知を実施する。

また、最賃主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

【2】 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進に努めること

1 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働きがいを高める賃上げ策などの個別相談に対応、個別出張訪問によるアドバイスも実施

経営相談等に関する相談があった場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点へ取次ぎ、連携した取組を実施

2 労働基準監督署における取組

- ◆ 各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談を行い、集団指導、説明会および訪問支援を実施

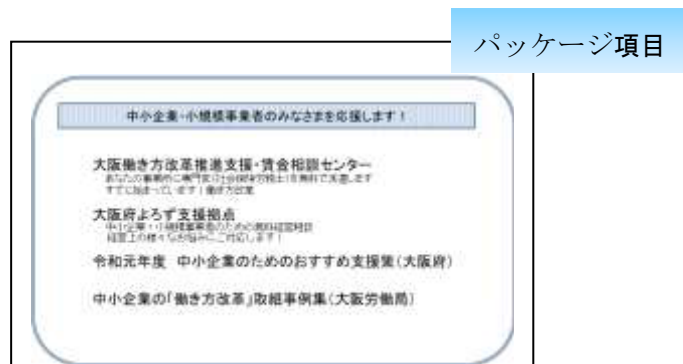


- ◆ 年度更新時における個別相談会を実施

- ◆ 最低賃金主眼監督に併せて個別相談会を実施



- ◆ 最低賃金主眼監督時に関係省庁や地方自治体が所管する経営力向上のための支援策リーフレット等をパッケージ化して配付



□ 検証と課題・今後の取組 □

賃金引き上げに関する助成金の利活用促進について、本年度は拡充された業務改善助成金、キャリアアップ助成金に加えて働き方改革推進支援助成金に賃金引き上げ加算が設定され、より利用しやすいものとなっていることから、今後一層の利活用促進に取り組む。

「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の利活用の促進について、今年度も引き続き一層の利用勧奨を図る。

しかしながら、依然として大阪における最低賃金の未満率は全国的に見ても高く、未満率低減のために、より工夫した取り組みが必要である。

そのためにも、より一層、関係団体、関係省庁との連携を強化し、横断的な周知等を行っていく。



令和元年5月 大阪働き方改革推進会議に、
「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を新たに設置し、
関係団体・関係省庁との連携を強化した横断的な周知等を強化

◆ 実施内容

最低賃金及びその支援策が行き届いていない個人事業主等小規模事業者に対し、最低賃金及びその支援策の浸透を図ることを目的とし、構成団体の協力のもと、様々なツール・メディアを活用した幅広い周知を図るための取組みに加え、以下のとおり、未満率の高い業種や地域に重点を置いた「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の活動を中心に、セミナー等の取組みを行う。

【3】 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること

◆ 大阪府・府内全43市町村

発注時および最低賃金改定時等における配慮要請を文書で実施

◆ 国等発注機関

発注時および最低賃金改定時等における配慮要請を文書で実施

◆ 大阪府主催研修会での講演

建設工事請負業者を参集した研修会で、配慮を要請



◆ 大阪市との協定

引き続き、大阪市契約管財局との「最低賃金にかかる情報の提供に関する協定」を実施

◆ 堺市との協定

堺市財政局との「最低賃金に係る情報の提供に関する協定（低入札情報と最賃違反情報の2種類の協定）」を締結 《低入札情報は全国初》



◆ 大阪府・大阪市との連携

公共工事・公共調達で落札事業者へ配付する契約図書に、最低賃金を含んだ労働関係法制度を周知する冊子を同封

入札参加有資格事業者名簿掲載の事業所に対し、上記冊子を掲載するアドレスを通知メールにリンク

◆ 公共工事発注機関への要請

大阪労働局および労働基準監督署が実施する公共工事の発注者を招集する会議で配慮を要請

□ 検証と課題・今後の取組 □

大阪府・大阪市・堺市との協力体制は今後とも引き続き実施する。

特に大阪市・堺市とは、最低賃金違反にかかる情報の提供に関する協定に基づく通報の提供があったことから、引き続き的確に運営する。

これら以外の市町村については、発関としての取組を、引き続き働きかけを行っていく。

【4】 不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること

◆ 近畿経済産業局等との連携

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」に出席し、公正な取引慣行の構築、関係法令順守の徹底について連携

◆ 労働基準監督署における取組の強化

最低賃金法第4条などの違反が認められた事業主で、

①その違反の背景に下請法第4条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第19条（物流特殊指定）違反が認められる場合、公正取引委員会又は経済産業省に、

②その違反の背景に元請負人による建設業法違反のおそれがある場合、国土交通省に、当該事案の通報制度を積極的に運用

上記①、②に該当しない場合であっても、パンフレットを配付の上、相談窓口を教示

※ 平成31年1月から下請業者の同意なく通報する制度に拡充

□ 検証と課題・今後の取組 □

不公正な商取引について、所管官庁や関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き、所管官庁や関係官庁との連携を行い、不公正な商取引を把握した場合は、下請事業者に対し相談窓口の教示等を推進する。